

青森県報

第二千九百十七号

平成二十年
四月七日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

青森県農林水産業協同組合等検査規程（平成十二年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第一項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条第一項」に改める。

別記様式の表中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第8条第1項」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百十五号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
藤崎町国民健康保険藤崎病院	南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一

目 次

訓 令

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令

（団体経営課）……………一

告 示

救急病院の廃止……………一

（医療業務課）……………一

公 告

建設業者の許可の取消し……………二

（上北地域）……………二

訓 令

青森県訓令甲第二十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県農林水産業協同組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月七日

青森県告示第二百十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の第三項の規定により公示する。

平成二十年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市松原町五番一五号	田名部
むつ市田名部町五番一四号	
むつ市海老川町一六番一四号	
三井武則	
亀田義彦	
坪政弘	

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 イワサキホーム
- 二 代表者の氏名 岩崎 政明
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字鳥井平一四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七二九〇号

五 取消年月日 平成二十年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 高田電気

二 代表者の氏名 高田 義則

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎一四六の四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四〇七九号

五 取消年月日 平成二十年三月十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------